

Ⅱ スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について

1 学校における効果的な活用

学校内において、スクールソーシャルワーカーと協働を図るためには、教育相談部等、校内の教育相談体制を整備し、それを利用して校内支援チーム体制を構築することが、効率的・効果的です。

児童生徒の問題行動等には、より良い問題解決の方法を見出すため、教職員が1人で対応するよりも、チームとして連携し、多様な視点から対応します。また、これは教職員の精神的負担軽減にもつながります。（[ページ下:図4参照](#)）

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは勤務日が少ない場合であってもそれを重ねることによって、福祉職、心理職の専門性を生かすことができます。

専門性を生かすためには、専門職がその役割のみを分担するというにとどまらず、チーム内で役割が重なる部分を丁寧にすり合わせ、児童生徒の問題についての共通理解を深めることが大切です。それによって、専門職同士の役割の理解も進み、児童生徒の支援に対しより大きなチーム力を発揮できるようになります。

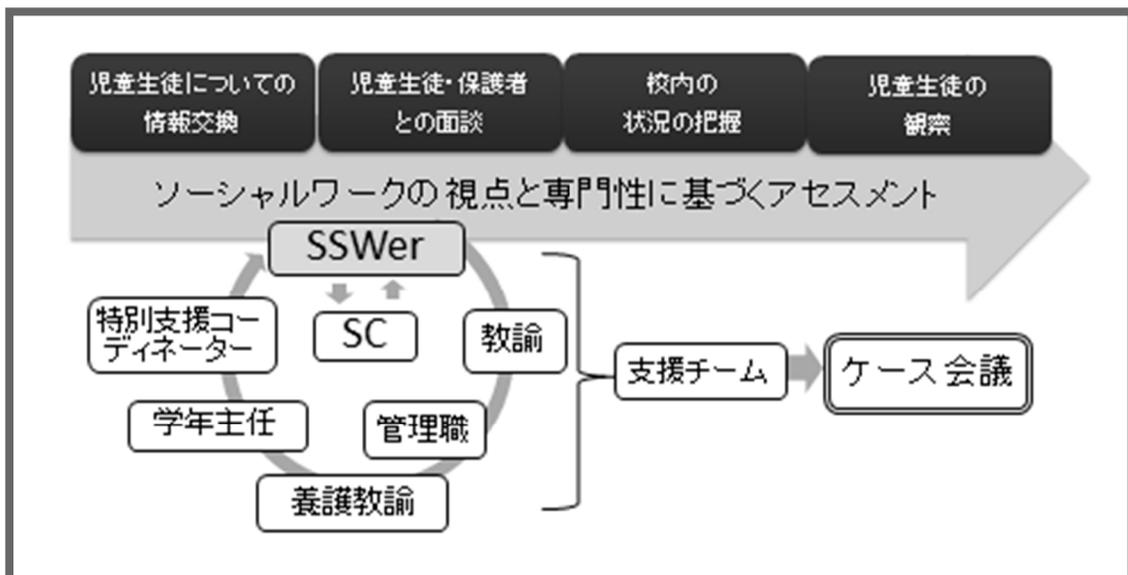


図4 校内でのスクールソーシャルワーク（例）

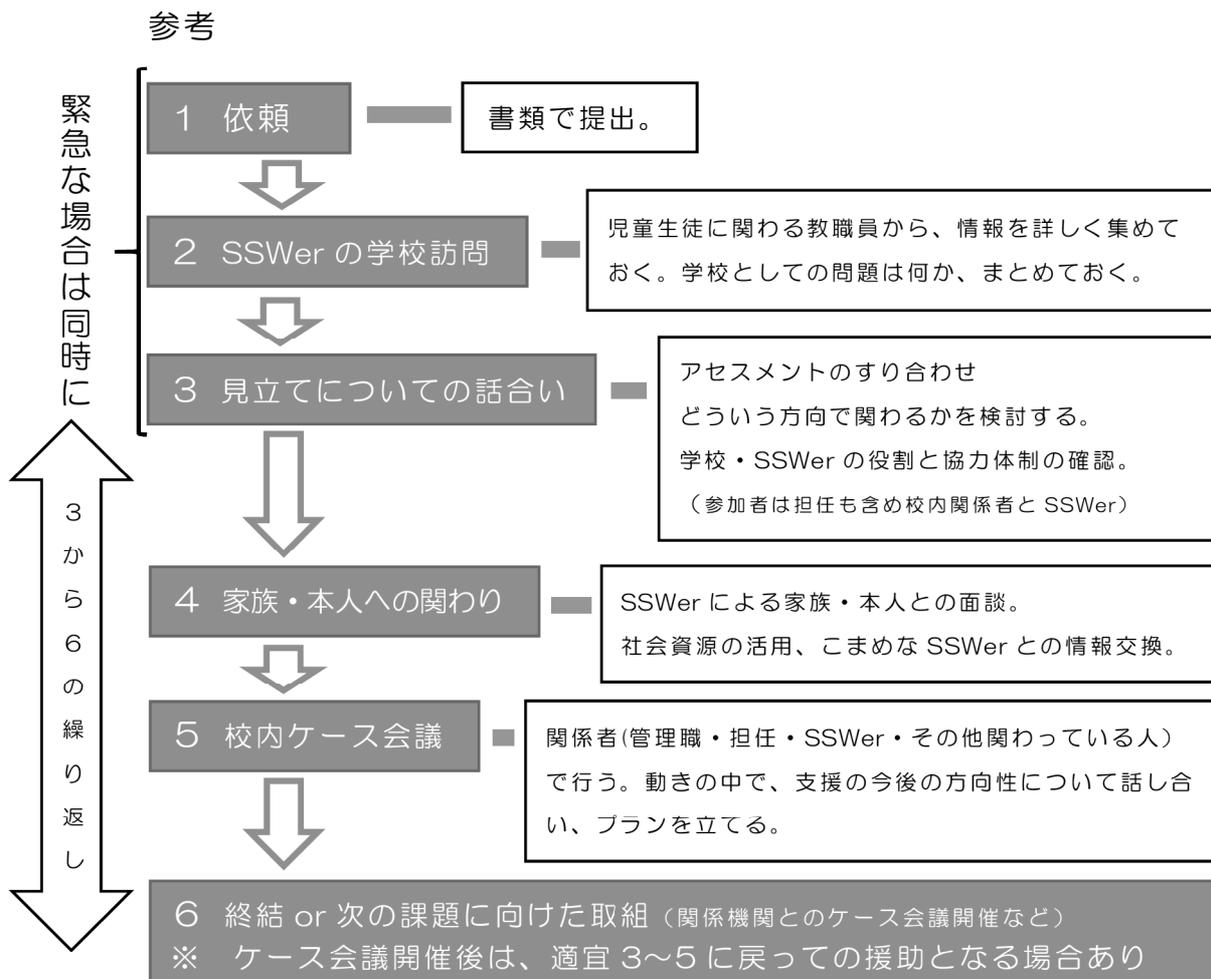


図5 スクールソーシャルワーカー活用フローチャート(例)

表2 子どもや保護者が関係する機関(一部、人や機能を含む)の例

公共団体	教育	福祉	警察・司法	保健・医療	その他
<ul style="list-style-type: none"> 市町村行政(要保護児童対策地域協議会等) 福祉部局等(母子保健・障害等) 青少年福祉センター等 	<ul style="list-style-type: none"> (当該学校以外の)小中学校・高等学校 特別支援学校 教育委員会 教育事務所 適応指導教室 教育センター(教育相談) 幼稚園 公民館 図書館 社会教育団体 PTA等 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所 福祉事務所 家庭児童相談室 保育所 認定こども園 民生・児童委員/主任児童委員 社会福祉協議会 障害児者生活支援センター 障害児施設 児童養護施設 自立支援施設 母子生活支援施設 男女参画センター 地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 児童発達支援センター 放課後等デイサービス 学童保育 児童館等 	<ul style="list-style-type: none"> 警察 家庭裁判所 少年鑑別所 保護観察所 保護司 法テラス 弁護士会等 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 保健センター 精神保健福祉センター 各種医療機関(児童精神科等) 医師会 歯科医師会 看護師会 (民間の)カウンセリンググループ等 	<ul style="list-style-type: none"> NPO団体(フリースクール、学習支援、子育て支援、生活困窮者自立支援、ひとり親支援、子育てひろば、子ども食堂等) 地域若者サポートステーション ひきこもり支援センター 青少年育成団体 民間シェルター 町内会、自治会 ハローワーク 企業(放課後等デイサービス、アフタースクール等) 地域子育て支援拠点等

図5・表2 監修者作成

2 県内のスクールソーシャルワーカーの訪問要請について (令和元年度の場合)

県内では、市町村立学校及び県立学校のすべてが、以下のように、スクールソーシャルワーカーの訪問要請をすることができます。

また、県内のすべてのスクールソーシャルワーカーは、県教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーのスーパーバイズを受けることができます。※

※ 政令指定都市及び中核市の市立学校については、各市が独自にスクールソーシャルワーカー活用事業を行っています。

(1) 市町村立学校の場合



市町村立学校は、市町村教育委員会に訪問要請します。配置場所等は市町村によって様々です。各教育委員会にお問い合わせください。

(2) 県立学校（定時制高校を除く）の場合



県立学校（定時制高校を除く）は、各教育事務所に訪問要請します。担当地域は令和元年度のものです。

表3 『令和元年度 教育事務所配置のスクールソーシャルワーカー訪問要請及び担当地域』

南部教育事務所	川口市、蕨市、戸田市、上尾市、伊奈町、さいたま市
西部教育事務所	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、朝霞市、志木市、新座市、和光市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、越生町、東松山市、鳩山町、毛呂山町、川島町、嵐山町
北部教育事務所	熊谷市、本庄市、深谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、北本市、桶川市、寄居町、秩父市、小鹿野町、皆野町、滑川町、小川町
東部教育事務所	春日部市、越谷市、草加市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

(3) 県立定時制高校の場合



『令和元年度 スクールソーシャルワーカー配置校（定時制）』久喜高校、川越工業高校、大宮中央高校、吉川美南高校、狭山緑陽高校、戸田翔陽高校、吹上秋桜高校、羽生高校

配置校以外の県立定時制高校は、訪問要請する配置校が決まっていますので、その配置校に訪問要請します。